

別記実施基準

全国和牛能力共進会受精卵移植推進事業

第1 目的

全国和牛能力共進会の出品対策として、受精卵移植技術を活用した優秀な候補牛生産を推進することを目的とする。

第2 事業実施主体

- 1 本事業の実施主体は、以下のとおりとする。
 - (1) 農業協同組合
 - (2) その他、知事が適当であると認めた団体

第3 内容

全国和牛能力共進会の出品対策として、島根県が指定した受精卵を、県内の雌牛に受精卵移植した場合に、受精卵移植推進費として、1回当たり10,000円を事業実施主体に交付する。

第4 事業の実施手続き

- 1 受精卵移植実施計画
事業実施主体は、交付要綱第3の規定に基づき、受精卵移植実施計画書（別記様式第1号）を知事に提出しなければならない。
- 2 受精卵移植実施計画の変更
事業実施主体は、受精卵移植実施計画書に記載された事項のうち、移植回数を変更しようとする場合は、交付要綱第4の規定に基づき、受精卵移植実施変更計画書（別記様式第2号）を知事に提出しなければならない。

第5 事業実績等の報告

- 1 事業実施主体は、交付要綱第7の規定に基づき、事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は事業実施年度の末日のいずれか早い期日までに、受精卵移植実績報告書（別記様式第3号）を知事に提出しなければならない。

第6 その他

県は事業実施主体に対し、この事業の実施に必要な経費について予算の範囲内において補助するものとし、この実施基準に定めるもののほか必要な事項は別に定めるものとする。

附 則 この実施基準は、令和元年11月19日から施行する。

別記様式第2号

受精卵移植変更実施計画書

令和 年 月 日

島根県知事様

事業実施主体名

全国和牛能力受精卵移植推進事業実施基準第4の2の規定に基づき、提出します。

No.	受精卵		受精卵を移植する雌牛					受精卵移植			備考	
	種雄牛 名号	供卵牛 名号	品種	名号	登録番号	個体識 別番号	飼養者		移植 回数	移植 年月日		移植者 氏名
							市町村名	氏名				

※変更前を（ ）書きすること。

受精卵移植回数の合計	
------------	--

